旭医大達第116号
令和8年11月18日

旭川医科大学病院諸料金規程の一部を改正する規程を次のように定める。

旭川医科大学長　　西　川　祐　司

旭川医科大学病院諸料金規程の一部を改正する規程（案）

旭川医科大学病院諸料金規程（平成１６年旭医大達第５３号）の一部について，下表右欄（「現行」欄）を同表左欄（「改正後」欄）のように改正する。

※下線部分は，改正箇所を示す。

改　正　後

（略）

附則

この規程は，令和8年12月1日から施行する。

別表

1　保険適用外の料金

区分		金額
（略）	（略）	（略）
処置料等	（略）	（略）
	脳ドック・簡易脳ドック実施料	
	脳ドック　1回につき	31,432
	簡易脳ドック　1回につき	20,951
	人間ドック実施料	
	人間ドック　1回につき（新設）	49,500（新設）
	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）

（略）

【改正理由】

人間ドック事業開始に伴い，所要の改正を行うものである。

現　　行

（略）

別表

1　保険適用外の料金

区分		金額
（略）	（略）	（略）
処置料等	（略）	（略）
	脳ドック・簡易脳ドック実施料	
	脳ドック　1回につき	31,432
	簡易脳ドック　1回につき	20,951
	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）

（略）